

九州大学大学院農学研究院動物実験施設利用規程

平成30年度九大規程第117号

制 定：平成31年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院農学研究院動物実験施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続き)

第2条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、所定の申込書により農学研究院長に申請し、その許可を得なければならない。

第3条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、施設の設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第5条 利用者は、別表に掲げる利用料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（単位：円／1頭・1日）

動物種	利用料
マウス	9
ラット	14